

保育の必要性の認定について

平成 2 6 年 5 月 3 0 日
健康福祉部子育て支援課

保育の必要性の認定について

1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給することになります。（子ども・子育て支援法第20条第1項・2項）
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について認定基準を策定することとなっています。
 - ①「事由」：保護者の就労、疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」：「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」の区分（保育必要量）
 - ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合その優先度を調整することが可能

- ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] ※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】で保育を利用する場合		11 時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）				
・両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準時間利用」とすることを基本とする。 ・「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現行制度の保育所の開所時間である 1 日 11 時間までの利用に対応するものとして、1 ヶ月当たり平均 275 時間（最大 292 時間・最低 212 時間）とする。 ・「保育標準時間」の就労時間の下限は、 1 週間当たり 30 時間程度とすることを基本とする。 〈平均〉 1 日 11 時間×300日/12 ヶ月＝275 時間（ 1 ヶ月当たり） 〈最大〉 1 日 11 時間×6 日/7 日(週)×31 日＝292 時間(1 ヶ月当たり)	月曜日	延長保育		原則的な保育時間（ 8 時間）		延長保育
	火曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	水曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	木曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	金曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	土曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	日曜日					

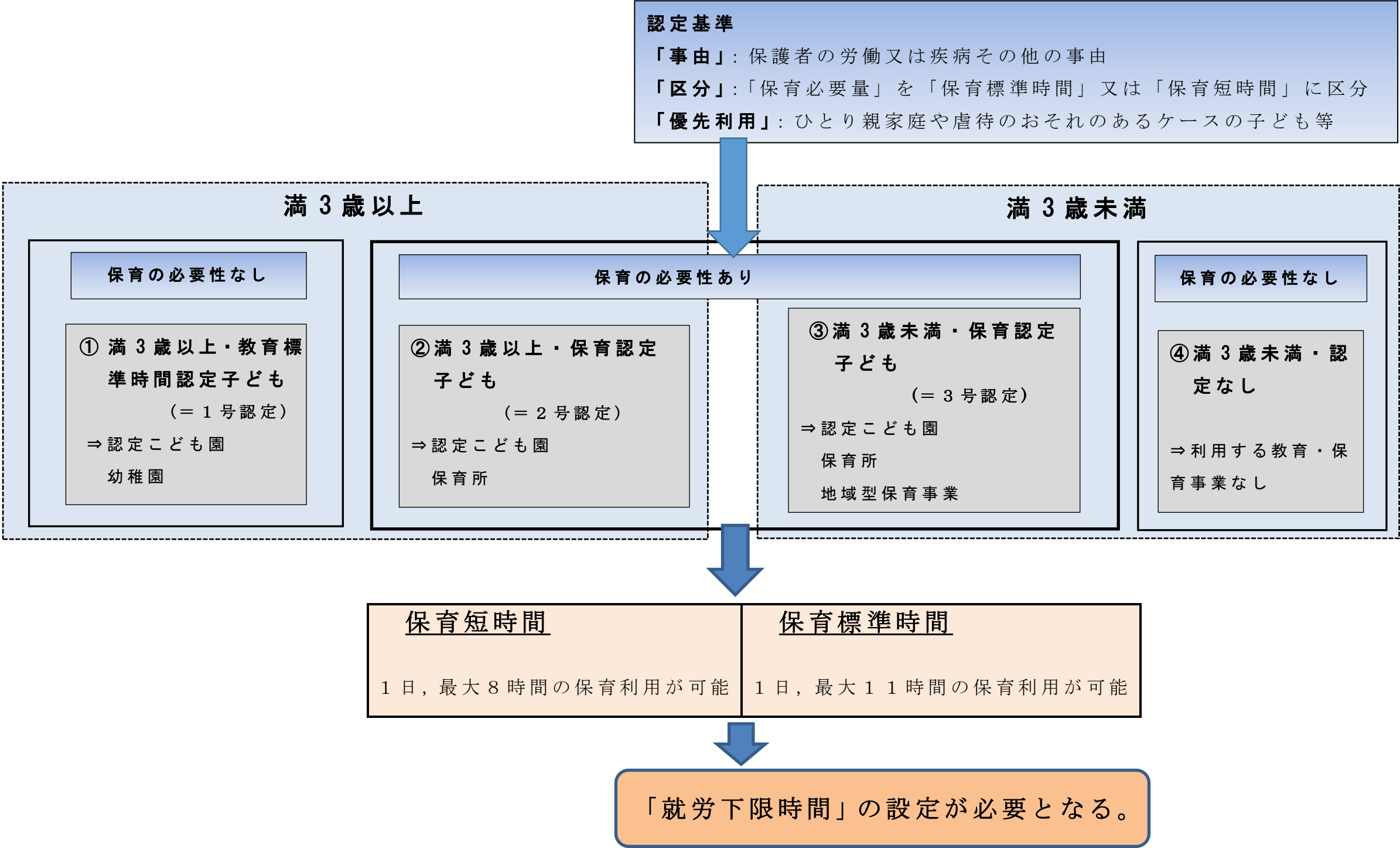
【保育短時間】で保育を利用する場合		8 時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）				
・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、「保育短時間利用」とする。 ・「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である 1 日当たり 8 時間までの利用に対応するものとして、1 ヶ月当たり平均 200 時間（最大 212 時間）とすることを基本とする。 ・「保育短時間」の就労時間の下限は、 1 ヶ月当たり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が定める時間とすることを基本とする。 〈平均〉 1 日 8 時間×300日/12 ヶ月＝200 時間（ 1 ヶ月当たり） 〈最大〉 1 日 8 時間×6 日/7 日(週)×31 日＝212 時間(1 ヶ月当たり)	月曜日	延長保育	延長保育	原則的な保育時間（ 8 時間）	延長保育	延長保育
	火曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	水曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	木曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	金曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	土曜日			原則的な保育時間（ 8 時間）		
	日曜日					

「保育の必要性」の事由

国基準	現行の市条例 「保育の実施に関する条例」	市基準（案）
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。	同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	国の基準どおり
① 就 労	（１）居宅外で労働することを常態としていること。 （２）居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	
②妊娠， 出産	（３）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	
③保護者の疾病， 障害	（４）疾病にかかり，若しくは負傷し，又は精神若しくは身体に障害を有していること	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	（５）長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	
⑤災害復旧	（６）震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
⑥求職活動	※保育の実施に関する条例施行規則による	
⑦就学		
⑧虐待やＤＶのおそれがあること		
⑨育児休業取得時に，既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	※内部規則で運用	
⑩その他，上記に類する状態として市町村が認める場合	（７）前各号に類する状態にあること。	

支給認定基準と認定区分の関係

●子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村による **3つの区分認定** に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まる。



区分，保育必要量

○保育短時間の就労の下限時間について

国基準	現行の取扱い (標準時間・短時間の区分なし)
<u>1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間</u>	1日4時間，且つ月10日

○富里市の考え方

- ・現行の取り扱いとして、標準時間・短時間の区分はしていないが，1日4時間以上，且つ月10日以上の就労を最低条件としている。



【富里市の対応】
就労の下限時間を 48時間とする。